

(財政金融委員会)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、国際開発協会の第十四次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

一、国際開発協会の第十四次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、二千七百七十五億八千五百万円の範囲内において、追加出資することができる。

二、この法律は、公布の日から施行する。